



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第656号 令和5年12月22日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
582	令和5年度徳島県一般会計補正予算(第5号)の要領を公表する件	財政課
583	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
584	同	同
585	道路の区域を変更する件	道路整備課
586	同	同

【公告】

番号	表題	担当課名
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施する一般競争入札公告	医療政策課

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
9	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第五百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年十一月三十日徳島県議会の議決を経た令和五年度徳島県一般会計補正予算（第五号）の要領を次のとおり公表する。

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五百八十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県万代庁舎で使用する電気（電力量の五十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）

調達期間における予定使用電力量の合計 三、四〇五、三〇〇キロワットアワー

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和六年二月二十日から令和七年三月三十一日まで

4 調達期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

5 需要場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県万代庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明

書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年一月十九日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和五年十二月二十二日（金曜日）午前九時から令和六年二月十五日（木曜日）午後五時まで

2 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

（一） 入札参加資格確認票

（二） 二酸化炭素排出係数等適合証明書

（三） 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和五年十二月二十二日（金曜日）から令和六年一月十九日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電子メールkanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.jp）
ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八）

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年二月十六日（金曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和六年一月二十九日（月曜日）から同年二月十五日（木曜日）午後五時までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県万代庁舎で使用する電気（電力量の五十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六二二 二〇六四）

九 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased
Amount of electricity that will be used
by Tokushima Prefectural Government Office.
Estimated amount of Electric Power : 3, 405, 300kWh

Electricity from renewable energy used at Tokushima Prefectural
Government Office must be at least half of the electricity provided.

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: February 16, 2024 by 2:00 p.m.

Submissions by mail: Must be delivered between January 29, 2024-
February 15, 2024 by 5:00 p.m.

3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第五百八十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県六合同庁舎で使用する電気
- 2 調達期間における予定使用電力量の合計 一、八六八、七〇〇キロワットアワー
仕様書による。
- 3 契約期間
令和六年二月二十日から令和七年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島合同庁舎	徳島市新蔵町一丁目六七
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島七三六 一
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷四六
同 美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
同 三好庁舎	三好市池田町マチ一四一五番地

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の二の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年一月十九日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和五年十二月二十二日（金曜日）午前九時から令和六年二月十五日（木曜日）午後五時まで

2 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

（一） 入札参加資格確認票

（二） 二酸化炭素排出係数等適合証明書

（三） 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和五年十二月二十二日（金曜日）から令和六年一月十九日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に

掲げる日をいう。)を除く。)の午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

3 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当(電子メールkanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.jp) ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八)

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年二月十六日(金曜日)午後二時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和六年一月二十九日(月曜日)から同年二月十五日(木曜日)午後五時までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) (一) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額(税抜)が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「徳島県六合同庁舎で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六二二 二〇六四）

九 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased

Amount of electricity that will be used

by the 6 Common Buildings of the Tokushima Prefectural Government Office.

Estimated amount of Electric Power : 1, 868, 700KWh

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: February 16, 2024 by 2:30 p.m.

Submissions by mail: Must be delivered between January 29, 2024-

February 15, 2024 by 5:00 p.m.

3 For further information, please send all enquiries to the following address

Tokushima Prefectural Government

Property Management Division, Management Strategies Department

1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570

Tel: 088-621-2064

徳島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
板	船戸切幡上	阿波市土成町宮川内字広 坪一七〇番一地从先から 同 一一七番地先まで	同	新	一五・六〇三〇・九	一三五・四
				旧	一五・四〇一八・〇	一三五・四

徳島県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	宮川内牛島 停車場	阿波市土成町宮川内字下 り松六八番六地先から 同 六八番四地先まで	旧	六・二丁一・八	三四・八
		阿波市土成町宮川内字広 坪二一六番地先から 同 字古 田一八七番三まで	新	一〇・七丁三・五	七三五・五

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があったので、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

「徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備」について次のとおり一般競争入札に付するので、公告する。

令和五年十二月二十二日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 森 裕 二

一 入札に付する事項

1 業務名

徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備

2 業務内容

徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備工事図面（共通図〇〇一、意匠図〇〇一～〇五五、構造図（ヘリポート棟）〇〇一～〇二〇、構造図（ブリッジ棟）〇〇一～〇二五、電気設備図〇〇一～〇七二、機械設備図〇〇一～〇一九）及び工事内訳書に基づき、工事を行うこと。なお、本件落札後において発注者より工事内容の変更の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

※図面及び内訳書等は三に示す場所及び期間にて配布する。

3 業務期限

令和七年三月三十一日（月曜日）まで。なお、発注者より工程案を三に示す場所及び期間にて配布する。

4 業務場所

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

(一) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）に規定する徳島県の入札参加資格名簿に記載されている者又は会計規程実施規程第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

(二) 会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

(三) 入札しようとする者が、仕様書に示した要件、資格事項等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の２に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 仕様書、入札説明書等に関する事項

1 交付場所

郵便番号 七七二・八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八・六八三・〇〇一一

ファクシミリ番号 ○八八・六八三・一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@naruto-hsp.jp

2 交付期間

令和五年十二月二十二日（金曜日）から令和六年一月十五日（月曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時まで。

四 問合せ等について

1 問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八・六八三・〇〇一一

ファクシミリ番号 ○八八・六八三・一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@naruto-hsp.jp

2 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。なお、期間については令和五年十二月二十二日（金曜日）から令和六年一月二十六日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。ただし、入札説明書の別添二入札に関する質問書の提出期限は令和六年一月十九日（金曜日）の午後四時までとする。

五 応札仕様書等について

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を発注者の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提出しなければならない。応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

(一) 提出期限

令和六年一月二十六日（金曜日）午後四時

(二) 提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六 入札手続等について

- 1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - (一) 日時
令和六年二月一日（木曜日）午前十時
 - (二) 場所
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院三階会議室
 - (三) 入札書の提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）
- 2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法
 - (一) 提出期限
令和六年一月三十一日（水曜日）午後五時必着
 - (二) 宛先
郵便番号 七七二・八五〇三
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課
 - (三) 郵送方法
二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「〇〇の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。
- 3 入札の方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨（公租公課の増減が生じた場合も同様とする。）を、契約書に明記するものとする。
- 4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 5 入札保証金
免除
- 6 契約保証金
会計規程実施規程第三十六条第一項に規定するとおりとする。ただし、会計規程実施規程第三十九条第一項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全額又は一部を免除とする。
- 7 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - (二) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - (三) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - (四) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - (五) 入札書に記名押印がないとき。

- (六) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - (七) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - (八) その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- 8 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。
- 9 落札者の決定方法
有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。
- 10 落札の無効
- (一) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならぬ。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。
 - (二) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。
- 11 契約書作成の要否
- 12 その他
詳細は仕様書、入札説明書等による。

徳島県公安委員会規則第9号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の部の次に次のように加える。

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2	仮設店舗における営業の届出（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
------------------------------	--------	---

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。